

後期高齢者医療保険料が決定

「後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納付通知書」を送付します。

▽原則、特別徴収（年金天引き）となります。ただし、特別徴収の対象となる年金の額が年間18万円未満の方、もしくは介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える場合等は、普通徴収となります。

▽後期高齢者医療制度の被保険者となり、年金からの天引きが始まるまで、6か月程度かかります。手続きが完了するまでの間は、普通徴収（納付書または口座振替）となります。

▽口座振替を希望される方は、戸籍保険課か、町税等取扱金融機関へお申し込みください。普通徴収の納期は、7月から翌年2月までの各月末です。

旧被扶養者の軽減

後期高齢者医療制度の被保険者になる前日に、会社の健康保険や共済組合等の被扶養者（国民健康保険および国民健康保険組合加入者を除く）だった方は、保険料の均等割額が制度加入時から2年間に限り5割軽減になります。また、所得割は引き続き課せられません。

保険料の計算方法（令和6・7年度）

保険料は、1人ずつ均等に負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計額です。なお、1人あたりの上限額は年額80万円（※1）です。

$$\text{保険料額} = \text{均等割額 5万3,438円} + \text{所得割額（総所得金額等－基礎控除額）} \times 11.13\% \text{（※2）}$$

※後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率が見直されます。

（参考）令和4・5年度保険料率：所得割率 9.57% 均等割額 4万9,398円

（※1）令和6年度については、令和6年度に新たに75歳になり加入する方を除き、上限額を73万円とします。

（※2）令和5年の基礎控除後の総所得金額が58万円以下の被保険者の、令和6年度の所得割については10.40%を適用し、所得割額を算定します。

均等割額の軽減について

4月1日現在の世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の総所得金額等の合計額により均等割額が軽減されます。ただし、年金所得については、通常の年金所得から特例としてさらに15万円を控除します。

7割軽減 ● 43万円 + [10万円 × (給与所得者等※1の人数－1)] 以下の世帯

5割軽減 ● 43万円 + (29.5万円 × 被保険者数) + [10万円 × (給与所得者等の人数－1)] 以下の世帯

2割軽減 ● 43万円 + (54.5万円 × 被保険者数) + [10万円 × (給与所得者等の人数－1)] 以下の世帯

※1 給与所得者等とは、給与所得（給与収入が55万円を超える者）または、公的年金等にかかる所得（前年の12月31日現在65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者、前年の12月31日現在65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が125万円を超える者）を有する者をいいます。

保険料の算定方法や
保険証の負担割合等の
コールセンター

☎ 0570-0111558

（通話料がかかります）

期間 4月1日（月）から令和7年3月31日（月）

※土日祝、12月29日から令和7年1月3日は閉鎖

※7月13日から8月31日は土日祝も開設

時間 午前8時45分から午後5時15分

注意 コールセンターは受信専用です。還付金の案内や口座を指定して振込みをさせたり、金融機関のATMの操作を指示したりすることはありません。

問合せ先 戸籍保険課
☎ 95-11116